

## 社会福祉法人等利用者負担軽減の対象について

本制度は、低所得者に対する利用者負担軽減を実施する社会福祉法人等で、介護保険サービスを利用されている要介護（要支援）認定者のうち、下記の要件をすべて満たす場合に、介護サービスに係る利用者負担が軽減されるものです。

なお、軽減対象となる利用者負担は、次ページを参照ください。

### 1. 対象者要件

#### (1) 世帯課税状況について

本人及び同一世帯員全員の市町村民税が非課税であること

#### (2) 世帯収入状況について

年間の収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること（通帳の記帳内容および課税台帳等で確認します。）

#### (3) 世帯の預貯金状況について

預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。被保険者及びその同一世帯員が対象です。（提出資料は次のとおり）

A) 銀行名・口座番号・名義人等が記載してある箇所（主に見開き2ページ）

B) R6年1月1日からR6年12月31日の1年分  
（有効期間：R7.8.1～R8.7.31の場合です。）

C) 最終残高の記載ページ

※ 通帳は、申請日の1か月以内に記帳されているか確認してください。

※ まとめ記帳等、利用状況（個別の収入及び支出）が確認できない通帳は、金融機関等が発行する利用明細票等（有料）を添付してください。

D) 定期証書

E) 有価証券の概算額または出資額が分かるもの

#### (4) 介護保険料を滞納していないこと

未納付の介護保険料がない方が対象です。（不納欠損処分を含みます。）

#### (5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと

税の扶養にとられていない方、定期的な仕送りを受けていない方が対象です。

#### (6) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

- ◆ 上記の要件すべてに該当しても、生活保護受給者（生活保護法第6条第1項に規定する被保護者）及び特別養護老人ホームの旧措置入所者として利用者負担軽減を受けている方は、対象とならない場合があります。

2. 対象となるサービス

(1) 軽減制度を実施する申し出をした社会福祉法人が行っている下記の介護サービスです。

サービスの種類	対象となる利用者負担
介護老人福祉施設サービス	『介護サービス費』※3・(食費・居住費)※1
訪問介護	介護サービス費
通所介護	介護サービス費・食費
短期入所生活介護(予防) ※ショートステイ	介護サービス費・(食費・滞在費)※1
地域密着型通所介護	介護サービス費・食費
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	『介護サービス費』※3
夜間対応型訪問介護	介護サービス費
認知症対応型通所介護(予防)	介護サービス費・食費
小規模多機能型居宅介護(予防)	『介護サービス費』※3・食費・宿泊費
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	『介護サービス費』※3・(食費・居住費)※1
複合型サービス	『介護サービス費』※3・食費
第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業所のうち介護予防通所介護に相当する事業	介護サービス費・食費 ※事業内容によって異なります。

※1 介護保険負担限度額の認定を受けていない場合、『食費、居住費(滞在費)』は軽減対象外となります。(この場合、介護サービス費のみが軽減の対象となります。)

※2 平成30年度から新たに創設された介護医療院については、現行の介護療養型医療施設の取扱いも踏まえ、本事業の対象とはなりません。  
(全国介護保険・高齢者保健福祉 担当課長会議資料 H30.3.6(火)を参照)

※3 高額介護サービス費の負担段階が第2段階の方(世帯全員が非課税で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下)は、『介護サービス費』が軽減対象とならないことがあります。(高額介護サービス費等の軽減見直しによるもの)

◆ 生活保護受給者は、下記のみが対象です。

サービスの種類	対象となる利用者負担
短期入所生活介護 ※ショートステイ	滞在費
介護老人福祉施設	居住費
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	居住費
介護予防短期入所生活介護 ※ショートステイ	滞在費

(2) 軽減の程度

- A) 一般の方 自己負担の4分の1
- B) 老齢福祉年金受給者 2分の1
- C) 生活保護受給者 全額

(3) 軽減される期間

申請月の初日が軽減対象の開始日となります。

◆ 軽減確認証は該当介護サービス事業所に必ず提示する必要があります。

(4) 利用者負担軽減の対象となる社会福祉法人について

利用(予定)する社会福祉法人に問い合わせてください。